政見放送用録音・録画の公営について

１　対象

　（１）政見の録画又は録音

　（２）政見の録画又は録音の複製

２　手続

　（１）有償契約と届出書の提出

適用を受けるに当たっては、有償契約締結後直ちに（立候補届出前に契約した場合には、立候補届出後直ちに）契約書の写しを添えて契約届出書（第28号様式の３その９）を福岡県選挙管理委員会に提出しなければならない。

また、候補者は、政見放送用録音・録画証明書（第28号様式の11その２）を作成し、契約相手方に提出しなければならない。

　　※契約の相手方

　　　録音又は録画を業とする者

　　※「契約書の写し」とは

必ずしも「契約書」という名称を有する書類の写しには限られないが、有償契約である以上、契約の内容である契約当事者名、作成数、契約金額等及び届出政党の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされているものの写しでなければならない。

　（２）支払方法等

総務大臣が定める政見放送の録音又は録画若しくは政見の録音又は録画の放送のために必要な複製の限度額内で、業者からの請求（請求に請求内訳書及び政見放送用録音・録画証明書を添付）により、福岡県知事が支払う。

　　　　　　　　　◎　政見放送用録音・録画の公営

福岡県知事

（企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課）

福岡県選挙管理委員会

②契約の届出

（契約書の写しの添付）

⑤支払

④支払請求

（証明書・内訳書

振込依頼書添付）

①契約

業者

（録音・録画業者）

候　補　者

③証明書提出

※公営限度額（H12.3.31告示）

　録音　　１種類につき　　226,000円　　複製１本につき　 2,000円

　録画　　１種類につき　2,873,000円　　複製１本につき　34,000円